

大石田町新・生活様式対応支援事業費補助金応募要領

新型コロナからの経済回復に向け、住民が安心して飲食や買い物を楽しむことができる環境を整えるため、「新しい生活様式への対応」の感染症拡大防止対策に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 対象となる方

町内に住所を有する中小企業者及び小規模事業者で、住民の安心した消費活動の実現に向けた飛沫感染や接触感染の予防など、業種別ガイドライン等に基づく「新しい生活様式への対応」に取り組む事業者。

ただし、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

【大石田町応募要領】

2 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 10/10
(2) 補助金額 : 2万円～30万円
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
(3) 補助対象経費 : 「新しい生活様式への対応」「3密を避けるための非接触型・非対面型ビジネスモデルの構築」に係る下記の経費

○補助対象とする経費

| 経費区分 | 説明 |
|----------|--|
| ①機械装置等費 | 飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費 |
| ②システム構築費 | EC販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費 |
| ③衛生用品費 | 衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費 |
| ④広報費 | テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費 |
| ⑤外注費 | 上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。） |

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

3 申請手続き

- (1) 申請先
大石田町産業振興課商工観光グループ
- (2) 申請期間
令和2年8月11日（火）から令和2年12月21日（月）＜上記受付先必着＞
（令和2年4月7日までの遡及を可能とします。）
- (3) 提出書類【1部】
- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 補助金交付請求書（様式第3号）
 - ③ 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（領収書（内容記載のあるもの）、設備・機器の場合は、設置後の写真等）
 - ④ 通帳の写し（口座名義カタカナの記載されたページ）

4 結果の通知

認定結果は、補助金申請書受理後、14日以内、補助金交付決定通知書により通知します。補助金は、補助金交付決定通知書発送後2週間以内に振り込みします。

「申請書送付先・お問い合わせ先」

■大石田町 産業振興課 商工観光グループ

〒999-4112 大石田町緑町1番地 Tel 35-2111（内線145・146）